

華誠の法務ニュースレター

2023年06月 第34号

華誠の動向

第13回中国国際商標ブランド節、華誠は2つの榮譽を受賞
華誠が Benchmark Litigation 2023年中国区紛争解決ランキングに再びランクイン
2023 ALB China 知的財産権業務発表、華誠は再び上位にランクイン

法律の動向

市場監督管理総局が「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイド」の意見を募集
国務院が改正「商用暗号管理条例」を公布

知的財産権

国知局は商標の悪意ある登録の体系的管理について文書発出

ネットワークセキュリティとデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「個人情報越境移転標準契約届出指南」を公布
国家インターネット情報弁公室が「近距離アドホックネットワーク情報サービス管理規定」について意見募集

労務人事

6部門：職場の児童労働者をなくして未成年者の特別労働保護を強化

華誠の紹介

1995年の創立以来、「誠実と信用、深慮、勤勉、進取」の企業文化の下、華誠は400名以上のエキスパートを有し、全面的なサービスを行う法律サービス集団として発展してまいりました。華誠が常に堅持してきたハイクオリティのサービス理念と広範囲にわたるサービスの提供により、世界的にも知名度のある多くの企業が各種法律意見を求める際、及び知的財産権に関するサービスを求める際には、先ず華誠をお選び頂いております。これは華誠が専門チームを構築し、クライアント様へのハイクオリティで多様なサービスの提供を続けてきたことによるものであり、全国で最も優秀な法律事務所の1つとしても選ばれ、中国トップクラスの知的財産権サービスチームの榮譽を獲得しました。

華誠法律事務所の紹介

華誠法律事務所は1995年に設立され、中国において最も早くから涉外法律サービスを提供してきた法律事務所の一つです。上海に本部を置き、北京、香港、ハルビン、蘭州、煙台、広州、シカゴ、東京などの地域にて支所又は分室を設立しております。

20年にわたり、華誠は商事戦略配置、企業運営と管理、権利商業化及び伝統的な権利行使等の業務分野での抜きん出た業績で各業界の顧客から好評を博し、認められています。華誠は顧客の商業利益を重視し、文化娯楽産業、贅沢品業、ハイテク業、軽工業、重工業及び金融先物業の何れにおいても豊富な経験を持ちます。最も早くISO9001国際品質体系標準認証を受けた法律サービス機構として、華誠はサービスプロセスと品質管理を始終厳しく徹底し、一流の涉外事務所の風格と水準を守っています。

華誠はChambers and Partners、The Legal 500等多数の国際的に認められた法律評価機構から「トップクラスの知的財産法律事務所」の称号を受けています。それに、華誠は「全国優秀法律事務所」、「中国において最も信頼できる知的財産事務所」、「上海市涉外コンサル機構Aクラス資質」、「上海市契約信用A+ランク企業」、「上海裁判所初の一級破産管理人」等の資質と称号を獲得しました。

華誠知識産権代理有限公司の紹介

華誠の本部は上海に置かれ、北京及び蘭州に支社が設立されております。華誠の特許代理業務は化学、生物、医薬、機械、電子、通信、光学、物理、意匠、検索、特許有効性分析、権利侵害分析、無効宣告請求、訴訟、特許コンサルティング等を含み、クライアント様にサービスを提供する特許代理部を設立いたしました。各特許代理部の代理人は豊富な代理経験を持ち、複数の言語で直接案件を処理することができます。

また、華誠は独自に開発した業務管理システムを有し、通常ファイル管理、時限モニター機能のほか、拒絶理由通知と回答を分析し、統計する独特の機能を持っており、同統計データは代理人の業務レベルの評価と仕事改善に利用でき、かつ依頼人に特許の分析・評価用として提供することができます。

連絡先

上海事務所：

上海市徐匯区長楽路989号世紀商貿広場26階
郵便番号：200031
電話：(86-21)5292-1111；(86-21)6350-0777
ファックス：(86-21)5292-1001；(86-21)6272-6366
E-mail: mail@watsonband.com;
mailip@watsonband.com

Webサイト：www.watsonband.com

北京事務所：

北京市東城区朝陽門北大街8号富華ビルDブロック5C
郵便番号：100027
電話：(86-10)66256025
ファックス：(86-10)6445-2797
E-mail: beijing@watsonband.com
mailip@watsonband.com

ハルビン事務所：

ハルビン市道里区西八道街37号馬迪ルビル18階A2室
郵便番号：150010
電話：(+86)13936251391
E-mail: harbin@watsonband.com

甘肅事務所：

甘肅省蘭州市雁南路279号208室
郵便番号：730000
E-mail: gansu@watsonband.com

煙台事務所：

山東省煙台市芝罘区通世南路東和科技园B3-703室 干：
264000
電話：0535-4104160
E-mail: yantai@watsonband.com

広州事務所：

広州市天河区華夏路30号富力盈通ビル3708室
電話：020-85647039
E-mail: xuefeng.xie@watson-band.com.cn

鄭州事務所：

鄭州市鄭東新区金水東路楷林IFC、A座12B階
電話：0371-86569881

蘇州事務所：

蘇州ハイテク産業開發区科学技術パーク学森路9号5棟507室
電話：0512-68431110

成都事務所：

成都市高新区区天府二街269号27棟20階2001号
電話：+86-13398190635



今期の内容

華誠の動向

第13回中国国際商標ブランド節、華誠は2つの栄誉を受賞	4
華誠がBenchmark Litigation 2023年中国区紛争解決ランキングに再びランクイン	4
2023 ALB China 知的財産権業務発表、華誠は再び上位にランクイン	4

法律の動向

市場監督管理総局が「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイド」の意見を募集	5
国務院が改正「商用暗号管理条例」を公布	5
国家暗号局が「商用暗号応用安全性評価管理方法」などについて意見募集	6

知的財産権

国知局は商標の悪意ある登録の体系的管理について文書発出	7
-----------------------------	---

ネットワークセキュリティとデータ保護

国家インターネット情報弁公室が「個人情報越境移転標準契約届出指南」を公布	8
国家インターネット情報弁公室が「近距離アドホックネットワーク情報サービス管理規定」について意見募集	8
情報セキュリティ標準化委が顔認証決済の場面における個人情報保護のセキュリティの要求について意見募集	9

労務人事

6部門：職場の児童労働者をなくして未成年者の特別労働保護を強化	10
---------------------------------	----

法律声明

- ◆ 当刊行物は一般的な情況の紹介であり、特定の案件についての正式な法的意見ではないことをご了承ください。
- ◆ 当刊行物は国家知的財産権局、商標局、著作権局及びその他の公的機構が公布する公告、新聞及びその他の公開文書を抜粋し、纏めたものです。
- ◆ 当刊行物は前記公的公告、新聞及びその他の公開文書の出所を明記しています。

第 13 回中国国際商標ブランド節、華誠は 2 つの榮譽を受賞

6 月 16 日夜、第 13 回中国国際商標ブランド節の歓迎会が広東省東莞市のリーガルパレスホテルで盛大に行われた。



これに先立ち、中華商標協会は公式サイトを通じて「2021-2022 年度優秀商標代理機関」リストと第 4 陣「商標代理サービス金メダル模範機関」リスト公告を公表していた。上海華誠知識産権代理有限公司はその高品質な商標代理サービスと良好な業界での評判により、上記のリストに同時に選ばれた。歓迎会当夜、華誠は会場で 2 つの榮譽のメダルを授与された。

華誠が Benchmark Litigation 2023 年中国区紛争解決ランキングに再びランクイン



6 月 5 日、有名な法律格付け機関 Benchmark Litigation は 2023 年度中国区紛争解決ランキングを発表した。華誠は過去 1 年間の優れた業績とこれまでの業界での評判により、2021 年「Benchmark Litigation 中国」で初めてランクインした後、3 年連続で「上海市知的財産権分野」のティア 2 のランキングで認められ、同時にシニアパートナーの劉一舟弁護士は再び上記分野の「論争解決の星」(Litigation Star) にランクインした。

2023 ALB China 知的財産権業務発表、華誠は再び上位にランクイン

5 月 22 日、トムソン・ロイター傘下の先端法律雑誌「アジア法律雑誌」(Asian Legal Business)は、「2023 ALB China 知的財産権業務ランキング」(2023 ALB China IP Rankings) を発表した。華誠は知的財産権分野での専門的な能力、優れた業績と良好な評判が再び認められ、今年度の知的財産権ランキングの「特許」と「著作権/商標」の二つの分野で引き続きリードし、ティア 2 のに再びランクインした。

市場監督管理総局が「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイド」の意見を募集

6月20日、国家市場監督管理総局は「事業者結合独占禁止コンプライアンスガイド（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、現在、社会に意見を求めており、意見のフィードバックは7月3日までとなっている。

「意見募集稿」には、事業者結合審査制度の主な規定、重点的コンプライアンスリスク、コンプライアンスリスク管理、コンプライアンス管理保障等の6章が含まれている。「意見募集稿」では、事業者が「中華人民共和国独占禁止法（2022年改正）」における事業者結合の関連規定に違反した場合、「違法行為により行政処罰を受けた場合、国の関連規定に従って信用記録に算入し、かつ社会に公示する」などの法的責任を負う可能性があることを明確にし、市場監督管理総局が公布した違法事業者結合実施事件の行政処罰決定書を参考にできることを事例方式で事業者に告知している。また、「意見募集稿」では、特に中国国内で年間売上高が4億元を超える事業者に、事業者結合独占禁止コンプライアンス管理制度の構築を奨励し、中国国内で年間売上高が100億元を超える経営者には事業者結合独占禁止コンプライアンス制度の構築を提案すると指摘している。

国家市場監督管理総局 より

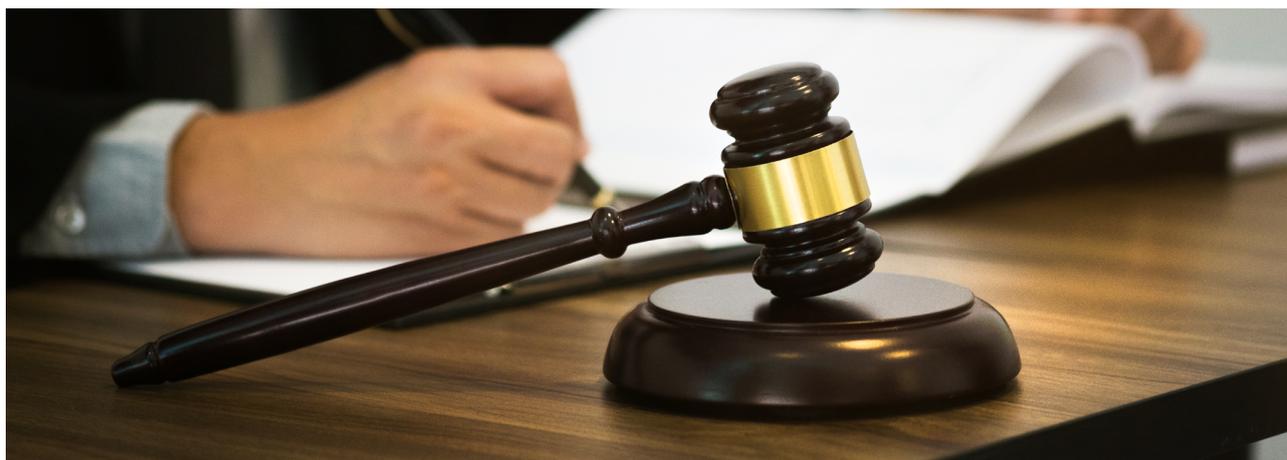
国務院が改正「商用暗号管理条例」を公布

5月25日、国務院は「商用暗号管理条例（2023年改正）」（以下、「条例」という）を公布し、7月1日から施行する。

「条例」では次の内容を重点的に規定した。

1. 商用暗号の管理体制を完備する。
2. 商用暗号化の技術イノベーションと標準化の構築を促進する。
3. 商用暗号検査認証システムを健全化する。
4. 電子認証サービスにしようするパスワードと電子政務電子認証サービス活動の管理を強化する。
5. 商用暗号の輸出入管理を規範化する。
6. 商用暗号の応用を促進する。このうち、「条例」では、暗号法における商用暗号の輸出入に関する規定と国の輸出管理・規制、デュアルユース品目輸出入管理制度に基づき、商用暗号の輸入許可と輸出管理・規制実行リスト管理を明確にし、かつ承認手続を規定した。同時に「条例」では、公民、法人とその他の組織に、法律に基づく商用暗号を使用してネットワークと情報の安全を保護することを奨励し、ネットワーク製品とサービスが商用暗号を使用して安全性を高めることを支持しており、基幹情報インフラの商用暗号の使用要件と国の安全審査の要件を明確にしている。

中国政府網 より



国家暗号局が「商用暗号応用安全性評価管理方法」などについて意見募集

6月12日、国家暗号管理局は「商用暗号検査機関管理弁法（意見募集稿）」と「商用暗号応用安全性評価管理弁法（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を起草し、現在、社会に意見を求めており、締め切りは7月9日までとなっている。

「意見募集稿」にて制定されている主な構想は以下の通りである。1. 「三同期一評価」の要求を細分化して実行する。2. 商用暗号応用安全性評価作業の体系的な原則を体现する。3. 商用暗号応用安全性評価活動の実施の根拠を明確にする。このうち、「意見募集稿」では、法に基づき商用暗号を使用して保護すべきネットワークと情報システムに対して、商用暗号保障システムを同期計画、同期構築、同期運行し、かつ定期的に商用暗号応用の安全性評価を定期的に行うよう要求している。これと同時に、商用暗号応用の安全性評価の要求を細分化し、計画、構築、運行の各段階からそれぞれ実行計画を提出し、プロセスの条件を明確にし、それにより商用暗号応用の安全性評価制度の基本的枠組みを確立する。

国家暗号管理局 より



国知局は商標の悪意ある登録の体系的管理について文書発出

5月8日、国家知識産権局は「商標の悪意ある登録を体系的に管理し高品質な発展を促進する事業方案（2023-2025年）」（以下、「方案」という）を発行した。

「方案」によると、2025年までに、商標の悪意ある登録行為の管理が実質的に進展し、管理体系が更に整備され、商標の悪意ある登録行為の管理政策法規が更に健全化され、管理主体の権利・責任が明確になり、管理メカニズムが効率的に運行され、依拠できる法律があり、各方面が参与する多次元一体管理体系等が形成される。そのため、「方案」では、商標の悪意ある登録行為管理の法制度体系の整備、法による商標の悪意ある登録行為の厳格な取締りの仕組みの健全化、全分野における商標の悪意ある登録行為の取締りの深化などの主な任務を確立した。そのうち、「方案」は商標の授権・権利確認手続の信用承諾制度を構築し、適用範囲と信用承諾事項を明確にすることを要求している。重大な約束違反に対しては、詐欺等の手段で商標登録を取得した当事者は、職権に基づいてその登録商標に無効を言い渡し、かつ法に基づいて信用喪失行為として列挙する。

国家知識産権局 より



国家インターネット情報弁公室が「個人情報越境移転標準契約届出指南」を公布

5月31日、国家インターネット情報弁公室は「個人情報越境移転標準契約届出指南（第一版）」（以下、「指南」という）を制定した。「指南」では、個人情報越境移転標準契約の届出方式、届出プロセス、届出資料な等の具体的な要求について説明した。個人情報処理者が域外受取人と個人情報越境移転標準契約を締結するという方式で域外に個人情報を提供する場合、「個人情報越境移転標準契約弁法」の規定に基づき、「指南」に従って所在地の省級のインターネット情報部門に届け出なければならない。「指南」ではさらに、個人情報処理者は標準契約が発効した日から10営業日以内に、書面の資料を送付し、かつ資料の電子版を付すという方式で所在地の省級インターネット情報弁公室に届け出なければならないことを明確にしている。「指南」ではまた、個人情報処理者は数量分割等の手段を講じてはならず、法に基づき越境移転安全評価を通過すべき個人情報を標準契約を締結することで域外に提供してはならないことを強調している。

国家インターネット情報弁公室 より



国家インターネット情報弁公室が「近距離アドホックネットワーク情報サービス管理規定」について意見募集

6月7日、国家インターネット情報弁公室は「近距離アドホックネットワーク情報サービス管理規定（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、現在、社会に意見を求めており、意見のフィードバックは7月6日までとなっている。

「意見募集稿」によると、近距離アドホックネットワーク情報サービスとは、bluetooth、Wi-Fiなどの情報技術を利用して、近距離で即時にネットワークを構築し、情報を発信、受信するサービスを提供することをいう。「意見募集稿」では、近距離アドホックネットワーク情報サービスの提供者に安全で信頼できる近距離アドホックネットワーク技術を優先的に採用するよう奨励し、かつ「中華人民共和国ネットワークセキュリティ法」の規定に基づき、近距離アドホックネットワーク情報サービスの利用者に真の身分情報の提供を要求することを明確にしている。「意見募集稿」では、近距離アドホックネットワーク情報サービスの利用者は当該サービスを利用して違法な情報を発信、転送してはならず、措置を講じて、不良な情報の作成、複製、配布を防止し、制止しなければならず、違法な情報や不良な情報を受け取った場合、転送してはならず、インターネット情報弁公室等の関係主管部門にクレームを申し立て、通報する権利があることを強調している。

国家インターネット情報弁公室 より

ネットワークセキュリティと データ保護

情報セキュリティ標準化委が顔認証決済の場面における個人情報保護のセキュリティの要求について意見募集

5月24日、全国情報セキュリティ標準化技術委員会は「ネットワークセキュリティ標準実践指南－顔認証決済の場面における個人情報保護のセキュリティの要求（意見募集稿）」（以下、「意見募集稿」という）を公布し、社会に向けて意見を求め、意見のフィードバックは現在既に締め切りとなっている。

「意見募集稿」は室内外エリア内の顔認証決済の場面について、個人情報保護の要求を打ち出している。「意見募集稿」によると、顔認証決済の過程で、公共安全、金融の安全等を維持する目的で、関係管理部門の明確な要求に応じて処理されるデータは、その規定された目的にのみ使用し、それと関係のない活動に自ら使用してはならない。「意見募集稿」ではまた、「顔認証期間以外のデータを収集してはならない。人的になされたクリックなどの明確な相互動作後にのみデータ収集を開始すべきである。顔認証完了後又はデータ収集開始から1分後にデータ収集を中止しなければならない」など5つの面も明確にしている。

全国情報セキュリティ標準化技術委員会 より



6 部門：職場の児童労働者をなくして未成年者の特別労働保護を強化

6月6日、人力資源と社会保障部等の6部門は「職場の児童労働者をなくし職場の未成年労働者の特別労働保護を強化する制度（参考文書）」（以下、「参考文書」という）を制定し公布した。

「参考文書」は、総則、募集記録管理、宣伝訓練、労働保護、監督検査と附則等の内容を含む関連する規章制度の制定・整備し、未成年労働者と労働契約を締結する時に参考にするよう雇用者に指導することを目的としている。そのうち、「参考文書」では、未成年労働者が就業する前に、関連する職業安全衛生教育、訓練を行うことに言及している。同時に、職場の児童労働者をなくし、職場の未成年労働者の特別労働保護を強化する特別訓練を組織したり、特別訓練の内容を各種の訓練に取り入れている。「参考文書」ではまた、雇用主体は未成年労働者が職業病の危害に触れる作業と国が禁忌と定めている労働に従事するよう手配しないこと、未成年労働者が営業的娯楽場、バー、インターネットオンラインサービスの営業場所で労働に従事するよう手配しないことも明確にしている。

人的資源と社会保障部 より